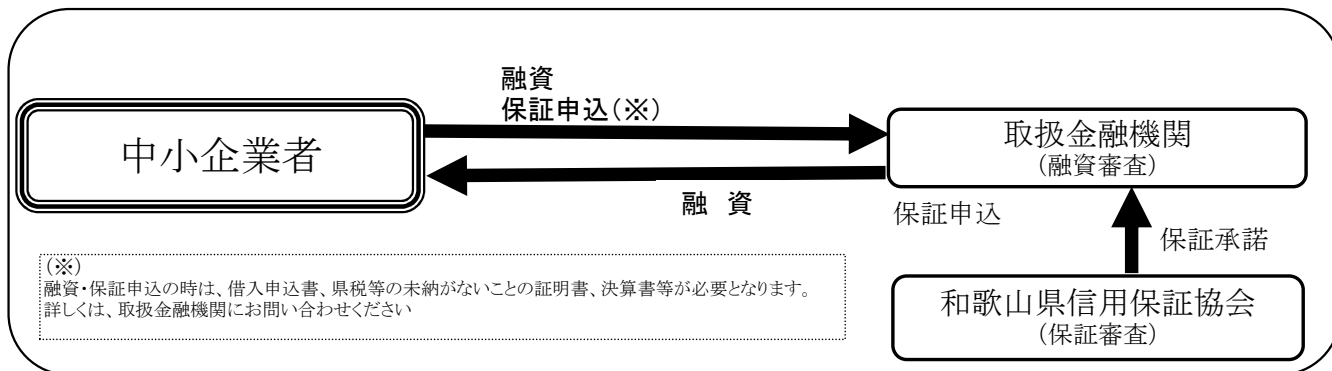


新エネルギー・省エネルギー施設等を導入する 中小企業を資金面で支援！

資 金 名	安全・安心推進資金(エネルギー政策推進枠)	
融 資 対 象	1. エネルギー効率化設備 (LED照明、コージェネレーションシステムなど) 2. 自然エネルギー利用施設 (太陽光・バイオマス発電施設など) 3. クリーンエネルギー自動車燃料供給施設 (電気自動車充電施設など) 4. クリーンエネルギー自動車 (電気自動車、ハイブリッドカーなど) 5. 自家発電装置・蓄電池	※ 規模要件なし、申込み前の知事認定手続きは不要
資 金 使 途	設備資金 運転資金	
融 資 限 度 額	設備資金・・・1億円以内 運転資金・・・5,000万円以内	
融 資 期 間	設備資金・・・10年以内の割賦償還(うち据置 1年以内) 運転資金・・・ 7年以内の割賦償還(うち据置6ヶ月以内)	
融 資 利 率	年1.2%以内(固定金利)	和歌山県は、「低利・固定・長期」の資金供給するとともに、信用保証料の一部を補助することで、中小企業の皆さんの負担を大幅に軽減しています。
信用保証料率	年0.45%～1.30%	
申 込 先	取扱金融機関	
問い合わせ先	和歌山県 商工振興課 (電話 073-441-2744)	

○融資の申し込みの流れ



注) 融資利率は、平成25年4月1日現在のものです。金融情勢の変動により変更することがあります。この融資は信用保証付きであるため、信用保証協会に保証残高があれば融資限度額に制約がある場合があります。融資については金融機関が、また、保証については信用保証協会が資金使途、業績、財務内容、資産等を総合的に判断し決定します。ご希望に添えない場合もありますのであらかじめご了承ください。